

# 大洲市へ転入された方へ

主な手続きは次のようなものがあります。

R8.3.2 更新

| 項目                               | 転入届後の手続き                                                                                                                                                                                                                     | 必要なもの                                                                                  | 窓口                                                               |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <b>印鑑登録をされる方</b>                 | 希望される方は登録の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                        | ・登録する印鑑(変形しにくいもの)<br>・官公署発行で顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカードなど)<br>※原則、本人が手続きをしてください。            | 市民課<br>(本庁1F)<br>各支所                                             |
| <b>マイナンバーカードをお持ちの方</b>           | 転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きが必要です。                                                                                                                                                                                                | ・マイナンバーカード<br>・暗証番号                                                                    |                                                                  |
| <b>電子証明書の交付を受けられる方</b>           | 希望される方は交付の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                        | ・マイナンバーカード<br>・暗証番号<br>※原則、本人が手続きをしてください。                                              |                                                                  |
| <b>国民健康保険へ加入される方</b>             | 勤務先などの健康保険に加入されていない方は、国民健康保険の加入の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                  | ・官公署発行で顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカードなど)<br>・資格喪失証明書(退職等による加入の場合)                              |                                                                  |
| <b>国民年金に加入されている方</b>             | 原則、住所変更に関する届出は不要です。マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は届出が必要になります。※海外からの転入の場合は手続きが必要です。                                                                                                                                                  | 担当窓口にお問い合わせください。                                                                       | 市民課<br>(本庁1F)<br>各支所<br>年金事務所                                    |
| <b>年金受給者の方</b>                   | 各支払者へ住所変更の手続きが必要か確認してください。                                                                                                                                                                                                   | 担当窓口にお問い合わせください。                                                                       | 市民課<br>(本庁1F)<br>各支所<br>年金事務所・共済組合                               |
| <b>医療受給者(子ども、重度心身障害者、ひとり親)の方</b> | 取得の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                               | ・資格確認書等、保険情報がわかるもの<br>・＜重度心身障害者医療＞<br>身体障害者手帳、療育手帳<br>・＜ひとり親家庭医療＞<br>所得税非課税がわかるもの、戸籍謄本 | 市民課<br>(本庁1F)<br>各支所                                             |
| <b>後期高齢者医療に加入されている方</b>          | 住所変更の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                             |                                                                                        |                                                                  |
| <b>介護保険に加入されている方</b>             | 65歳以上の方は住所変更の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                     |                                                                                        | 高齢福祉課<br>(本庁1F)<br>各支所                                           |
|                                  | 要介護、要支援認定を受けている方は住民になってから14日以内に介護保険引継認定の手続きをしてください。                                                                                                                                                                          | ・介護保険受給資格証明書(前住所地発行のもの)<br>その他必要なものは、担当窓口にお問い合わせください。                                  |                                                                  |
| <b>児童手当を受けている方(公務員を除く)</b>       | 児童手当の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                             | ・請求者名義の口座<br>・請求者の健康保険証<br>・申請手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)                               | 子育て支援課<br>(本庁1F)<br>各支所                                          |
| <b>1歳未満のお子様がおられる方</b>            | 【第1子】<br>大洲市おむつ券の交付申請を行ってください。ただし、前住所地で同様の制度により助成等を受けている場合は対象外となります。<br>【第2子以降】<br>＜県内からの方＞<br>転入前に交付された未使用の応援券と大洲市の応援券とを引き換えます。<br>＜県外からの方＞<br>第2子以降の乳児と生計を共にしている保護者の方は、交付申請を行ってください。ただし、前住所地で同様の制度により助成等を受けている場合は対象外となります。 | ・母子手帳<br>・来所者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)<br><br>【第2子以降】＜県内からの方＞のみ<br>・未使用の交付済応援券(有効期限内のもの)    | 子育て支援課<br>(本庁1F)<br>各支所<br>※支所では申請書の受付のみ行います。<br>応援券は簡易書留で郵送します。 |
| <b>児童扶養手当を受けている方</b>             | 資格継続の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                                             | ・児童扶養手当証書<br>事前に担当窓口にお問い合わせください。                                                       | こども家庭センター<br>☎57-9919<br>(総合福祉センター2F)                            |
| <b>市立の小・中学校へ転校されるお子様がおられる方</b>   | 転入学通知書をお受け取りください。                                                                                                                                                                                                            | 転入届時にお渡しする児童・生徒連絡票を担当窓口へ提出してください。                                                      | 教育総務課<br>(本庁2F)                                                  |

裏面があります

| 項目                                   | 転入届後の手続き                                                                           | 必要なもの                                                                                                              | 窓口                                                                |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳をお持ちの方                        | 住所変更の手続きをしてください。                                                                   | ・マイナンバーカード<br>・身体障害者手帳                                                                                             | 社会福祉課<br>(本庁1F)<br>各支所                                            |
| 療育手帳をお持ちの方                           | 住所変更の手続きをしてください。                                                                   | ・療育手帳                                                                                                              |                                                                   |
| 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方                    | 住所変更の手続きをしてください。                                                                   | ＜県内からの方＞<br>・マイナンバーカード<br>・精神障害者保健福祉手帳<br>・印鑑<br>＜県外からの方＞<br>・マイナンバーカード<br>・精神障害者保健福祉手帳<br>・印鑑<br>・写真1枚〔横3cm×縦4cm〕 |                                                                   |
| 障害福祉サービス・障害児通所支援を利用される方              | 新規申請を行ってください。                                                                      | ・前住所地の受給者証(お持ちの方)<br>・印鑑<br>その他必要なものは、担当窓口にお問い合わせください。                                                             |                                                                   |
| 自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を受給される方        | 変更の手続きをしてください。                                                                     | ・マイナンバーカード<br>・健康保険資格確認書など<br>・各受給者証<br>・印鑑<br>・年金収入額がわかる書類                                                        |                                                                   |
| 市営住宅に同居される方                          | 同居承認等の手続きをしてください。                                                                  | 事前に担当窓口にお問い合わせください。                                                                                                | 都市整備課<br>(本庁2F)<br>各支所                                            |
| 水道、下水道を使用される方                        | 使用開始日の4～5日前を目安に使用開始の手続きをしてください。<br>井戸水を下水道に流入させている世帯は、使用人員変更の手続きをしてください。           | 担当窓口にお問い合わせください。                                                                                                   | 上下水道課<br>(本庁舎南西側別棟)<br>上水道 2F<br>下水道 3F<br>肱川支所・河辺支所              |
| 市内で定住(転勤・就学など以外)を希望される方              | 市内就業・結婚に伴い住宅を賃借(取得)される方、空き家の取得等を検討される方に補助制度等をご用意しています。                             | 補助要件や空き家バンク物件のご紹介をします<br>ので、担当窓口にお越し(お問い合わせ)ください。                                                                  | 地域振興課<br>(本庁5F)                                                   |
| 原付バイク、小型特殊自動車に所有されている方               | 住所変更の手続きをしてください。                                                                   | ・他市町村のナンバープレートがある場合、他市町村ナンバープレート<br>・車名、車台番号、総排気量を示す資料                                                             | 税務課<br>(本庁1F)<br>各支所                                              |
| 軽自動車(三輪・四輪・ボートトレーラー等の被けん引車)を所有されている方 | 車検証の住所変更の手続きをしてください。                                                               | 右記へお問い合わせください。                                                                                                     | 軽自動車検査協会<br>愛媛事務所<br>☎(050)3816-3124                              |
| 二輪車(126cc以上)を所有されている方                | 車検証の住所変更の手続きをしてください。                                                               | 右記へお問い合わせください。                                                                                                     | 愛媛運輸支局<br>☎(050)5540-2076                                         |
| 妊娠中の方                                | 妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票の交付の手続きをしてください。<br>※妊婦給付認定の手続きをしてください。 | ・母子健康手帳<br>・前住所地で交付された受診票<br>※妊婦のための支援給付金の申請には妊婦名義の口座                                                              | こども家庭センター<br>☎57-6710<br>健康増進課<br>☎23-0310<br>(総合福祉センター2F)<br>各支所 |
| 就学前のお子様がおられる方                        | 乳児一般健康診査受診票、予防接種券等の交付の手続きをしてください。<br>※妊婦のための支援給付金(2回目)の申請がまだの方はご相談ください。            | ・母子健康手帳<br>※妊婦のための支援給付金の申請には申請者(養育者)名義の口座                                                                          | ※大洲市保健センターは健康増進課に課名変更しました。                                        |

【問い合わせ先・受付時間】

大洲市役所

本 庁 ☎(0893)24-2111

肱川支所 ☎(0893)34-2311

長浜支所 ☎(0893)52-1111

河辺支所 ☎(0893)39-2111

月曜日～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分